

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（2019年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

## ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームでの見守り体制強化	視覚障がい者の方へのお声掛け・誘導をはじめIP無線機等を用いた見守り体制強化の実施を行う。(2019年度)	計画内容通りの実施

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

## ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士資格取得	障がい者の方への介助技術向上のために全駅係員のサービス介助士資格の取得を行う。(2019～2021年度)	170名の新規取得を計画していたが、コロナウイルス感染症の影響により146名が取得し、鉄道駅では5名が取得している。残り24名は2020年度に受講する予定である。

## (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議に当社も参加しており必要な協力を行う。

## (3) その他

特になし



Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。

8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。

9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。

11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（2019年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社

代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

なし
----

(3) その他

なし
----

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(2020年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	2 12 編成 (両)	2 12 編成 (両)	2 編成	0 編成	- 編成	2 編成	2 編成
案内軌条式鉄道	8 32 編成 (両)	8 32 編成 (両)	8 編成	0 編成	- 編成	8 編成	8 編成
(合計)	10 44 編成 (両)	10 44 編成 (両)	10 編成	0 編成	0 編成	10 編成	10 編成

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（2019年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
①谷町線 東梅田駅 ②堺筋線 堺筋本町駅 ③四つ橋線 北加賀屋駅 ④中央線 弁天町駅 ⑤堺筋線 天神橋筋六丁目駅 ⑥四つ橋線 住之江公園駅	①② 可動式ホーム柵の整備（2019年度）  ③④⑤⑥ エレベーターの整備（③④⑤～2020年度） （⑥～2021年度）	①② 運用開始  ③④⑤⑥ 掘削等工事中

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームでの見守り体制強化	視覚障がい者の方へのお声掛け・誘導をはじめIP無線機等を用いた見守り体制強化の実施を行う。（2019年度）	計画内容通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
コンシェルジュの配置	主要7駅（新大阪駅、梅田駅、東梅田駅、心斎橋駅、なんば駅、日本橋駅、天王寺駅）にコンシェルジュを配置し、お困りのお客さまに積極的にお声がけし案内を行う。（2019年度）	主要7駅に加え、2020年1月1日より天下茶屋駅にコンシェルジュを配置し、主要駅8駅になった。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士資格取得	障がい者の方への介助技術向上のために全駅係員のサービス介助士資格の取得を行う。（2019～2021年度）	170名の新規取得を計画していたが、コロナウイルス感染症の影響により146名が取得し、軌道停留場では141名が取得している。残り24名は2020年度に受講する予定である。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議、堺市バリアフリー化検討委員会及び吹田市バリアフリー懇談会に当社も参加しており必要な協力を行う。
---

(3) その他

特になし
------







(2020年3月31日現在)

軌道停留場の名	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通円滑化等円滑化基令適合の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置数	エスカレーター <small>の設置数</small>	その他の昇降機 <small>の設置数</small>	傾斜路の設置数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型札売機の設置の有無	車いす利用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数	転落防止のための設備の有無		
大正	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 大正区	11,750 人		○	○	1	1	2 (2) 基	5 (2) 基	基	4 (4) 箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
ドーム前千代崎	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 西区	12,015 人		○	○	1	1	2 (2) 基	4 (2) 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
西大橋	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 西区	14,475 人		○	○	1	1	3 (3) 基	4 (3) 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
松屋町	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 中央区	10,115 人		○	○	1	1	2 (2) 基	5 (3) 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
玉造	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 天王寺区	14,698 人		○	○	1	1	2 (2) 基	2 (2) 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
大阪ビジネスパーク	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 中央区	14,384 人		○	○	1	1	2 (2) 基	9 (3) 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
京橋	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 都島区	35,292 人		○	○	1	1	1 (1) 基	2 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
蒲生四丁目	長堀鶴見緑地、今里筋	大阪府 大阪市 城東区	17,618 人		○	○	2	2	5 (5) 基	6 (1) 基	基	8 (8) 箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
今福鶴見	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 城東区	22,075 人		○	○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
横堤	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 鶴見区	18,092 人		○	○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
鶴見緑地	長堀鶴見緑地線	大阪府 大阪市 鶴見区	10,635 人		○	○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
門真南	長堀鶴見緑地線	大阪府 門真市	11,360 人		○	○	1	1	2 (2) 基	4 (3) 基	基	箇所		○	○	○	○	○	○	1	○
井高野	今里筋	大阪府 大阪市 東淀川区	7,268 人		○	○	1	1	3 (3) 基	4 (1) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	○
瑞光四丁目	今里筋	大阪府 大阪市 東淀川区	9,461 人		○	○	1	1	3 (3) 基	4 (1) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	○
だいどう豊里	今里筋	大阪府 大阪市 東淀川区	9,771 人		○	○	1	1	4 (4) 基	4 (1) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	○
清水	今里筋	大阪府 大阪市 旭区	5,767 人		○	○	1	1	3 (3) 基	4 (1) 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	○
新森古市	今里筋	大阪府 大阪市 旭区	7,221 人		○	○	1	1	3 (3) 基	3 (1) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	○
関目成育	今里筋	大阪府 大阪市 城東区	6,457 人		○	○	2	2	3 (3) 基	6 (2) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	○
鷗野	今里筋	大阪府 大阪市 城東区	10,047 人		○	○	1	1	3 (3) 基	4 (1) 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	○
南港東	南港ポートタウン線	大阪府 大阪市 住之江区	4,026 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	○	○	1	○
南港口	南港ポートタウン線	大阪府 大阪市 住之江区	4,790 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	○	○	1	○
平林	南港ポートタウン線	大阪府 大阪市 住之江区	4,968 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	2 (2) 箇所			○	○	○	○	○	1	○
(合計) 102					0	42	102	161	161	102 102 331 (331) 基	101 54 359 (125) 基	0 0 基	70 63 210 (155) 箇所	7	42	102	102	102	102	52	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第4号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（2019年度）

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号

事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社

代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新型車両の導入	新型車両3列車の導入（2019年度）	新型車両3列車導入

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示器によるリアルタイムなバリアフリー情報等の提供	新型車両の導入により車内案内表示器を液晶方式とし文字だけでなく、図による駅情報を提供する。	液晶方式とし文字だけでなく、図による駅情報を表示する車内案内表示器を搭載した新型車両3列車導入

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

なし
----

(3) その他

なし
----

II. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(2020年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	198 1,272 編成 (両)	139 968 編成 (両)	198 編成	0 編成	- 編成	198 編成	198 編成
案内軌条式鉄道	12 48 編成 (両)	12 48 編成 (両)	12 編成	0 編成	- 編成	12 編成	12 編成
(合計)	210 1,320 編成 (両)	151 1,016 編成 (両)	210 編成	0 編成	0 編成	210 編成	210 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第5号様式)

注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。

4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

5. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。